

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年9月12日（金） 10：02～10：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴 木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 豊 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 曜 国務大臣（厚生労働大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
陪席者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 政令 7件
- 人事 3件
- 報告 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橘副長官から御説明申し上げます。

○橘内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「土地改良長期計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「総務省組織令の一部改正令」は、情報流通常行政局放送政策課の所掌事務の一部を同局放送技術課に移管する等の改正を行うものであります。

次に、「放送法の一部改正法の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであり、「電波法施行令の一部改正令」は、電波法及び放送法の一部改正法の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

次に、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日等とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「地球温暖化対策推進法施行令の一部改正令」は、同法の一部改正法の一部の施行に伴い、温室効果ガス排出量の算定割当量に係る規定を削除する等の改正を行うものであります。

次に、「防衛省設置法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年10月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、城内内閣府特命担当大臣が、第69回国際原子力機関総会出席等のため、明日から17日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。また、同大臣外10名に同総会日本政府代表等を、命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、茶道家千玄室を従三位に叙するもの外192名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「臨時国会召集要求書」について、御報告があります。本件は、衆議院議員笠浩史外238名から、去る10日、参議院議員斎藤嘉隆外120名から、昨日、憲法第53条に基づき、臨時国会を召集することを求める要求書が出され、内閣に送付されたものであります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、農林水産大臣。

○小泉国務大臣：土地改良長期計画は、土地改良法に基づき、5年を1期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものです。今回の新たな計画においては、「生産性向上等に向けた生産基盤の強化」を始めとする4つの政策課題を設定し、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化の加速、老朽化する農業水利施

設の整備・保全の計画的な推進などを図ることとしています。関係閣僚の皆様におかれましては、今後とも、農業の生産性を向上させ、食料自給力の確保等に資する土地改良事業の計画的な実施に格段の御協力と御配慮をお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、外務大臣。

○岩屋国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦の関係者等に対する資産凍結等の措置及び輸出等に係る禁止措置、②ロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の関係者に対する資産凍結等の措置及び輸出等に係る禁止措置を追加的に実施すること等につき、御了解願います。

○林国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○福岡国務大臣：老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、9月15日を「老人の日」として定めています。今年度も、その記念行事として、新たに100歳になる方全員に、内閣総理大臣からお祝い状と記念品を贈呈します。「今年度の対象者」は、9月1日現在、5万2,310名で、男性が7,964名、女性は4万4,346名です。なお、本年9月1日現在、住民基本台帳による「国内の100歳以上の方の総数」は、9万9,763名です。「最高齢」は男性が111歳、女性は114歳となっています。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：城内大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、武藤大臣を事務代理とすることといたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件
 〔令和7年
 9月12日〕 (金)

◎一般案件

- 資料あり ○ 土地改良長期計画について（決定）（農林水産省）
 " ○ ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について（了解）（外務・財務・経済産業省）

◎政令

- 資料あり ○ 総務省組織令の一部を改正する政令（決定）
 (総務省)
 " ○ 放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
 " ○ 電波法施行令の一部を改正する政令（決定）
 (同上)
 " ○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
 " ○ 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
 (同上)
 " ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（環境・経済産業省）
 " ○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（防衛省）

◎人事

- 資料なし ☆ 内閣府特命担当大臣城内 実の海外出張について（了解）
 資料あり ○ 内閣府特命担当大臣城内 実外10名に第69回国際原子力機関総会日本政府代表等を命ずることについて（決定）

資料
あ
り ○ 千 玄 室 外 1 9 2 名 の 叙 位 又 は 叙 級 に つ い て
(決 定)

◎ 報 告

資料
あ
り ☆ 臨 時 国 会 召 集 要 求 書 に つ い て (内閣官房)

[○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し]